

(写)

八監第332号

令和6年11月20日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 大塚 裕介

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定による株式会社サンワックスの
指定管理者監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市（以下「市」という。）が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）の出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 株式会社サンワックス
- (2) 管理している公の施設 八千代市指定管理公園（勝田台中央公園、八千代総合運動公園、村上緑地公園、村上第1公園、村上中央公園、飯綱近隣公園、萱田地区公園、八千代台近隣公園、スポーツの杜公園、黒沢池近隣公園、北東部近隣公園、保品近隣公園及び西部近隣公園）
- (3) 所管部局 都市整備部公園緑地課（以下「公園緑地課」という。）

3 監査の範囲

令和5年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和 6 年 7 月 30 日から同年 11 月 18 日まで

第 2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で公の施設の設置目的に沿って運営されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、市は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 公園緑地課

(1) 要望事項

ア 収支予算書及び収支決算書の適正な整備について

事業計画書における収支予算書及び事業報告書における収支決算書については、指定管理者が項目ごとの内訳を別途作成し、市に提出している。

しかしながら、収支予算書及び収支決算書の内訳において、予算執行の見込みがないにもかかわらず、項目として残っているものが散見されるなど、実態に即していない事例が認められた。

また、八千代市指定管理公園 13 公園に要した費用については、収支報告書において項目ごとにまとめて計上されており、公園ごとに要した費用が明確となっていない。

このことから、今後は、指定管理者において実態に即した収支予算書及び収支報告書を作成するとともに、公園ごとに要した費用が明確となるように、市として適切な指導を行われたい。

2 株式会社サンワックス

(1) 要望事項

ア 八千代市指定管理公園ごとの支出額の整理について

事業報告書における収支決算書については、八千代市指定管理公園 13 公園に要した費用が項目ごとにまとめて計上されている。

このため、セルフモニタリングや利用者満足度調査等では、公園ごとの評価が行われている一方で、各公園にどの程度の費用を要したかが明確となっていない。

公園ごとに利用者の評価やニーズも異なることから、今後は、各公園で支出した費用を明確にする方法を検討し、より良い施設管理に努められたい。

イ 収支予算書及び収支決算書の整合性について

事業計画書における収支予算書及び事業報告書における収支決算書については、項目ごとの内訳を別途作成し、市に提出をしている。

しかしながら、収支予算書及び収支決算書の内訳において、予算執行の見込みがないにもかかわらず、項目として残っているものが散見されるなど、実態に即していない事例が認められた。

のことから、今後は、予算及び決算間での項目の整合性を図るとともに、実態に即した収支予算書及び収支決算書を作成されたい。